

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 及び施行規則の改正

改正の目的

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「太陽光条例」。令和元年7月施行。）では、10kw以上の太陽光発電施設を対象に規制対象区域等を定め、太陽光発電施設の適正な維持管理及び撤去費用の確保（保証金預入）等を義務付けています。

このたび、下記の課題等に対応し、安全な市民生活および良好な自然環境を維持するため、太陽光条例及び施行規則の改正を行います。

- 2030年代半ば以降に太陽光パネルの大量廃棄のピークが訪れると言われており、国では太陽光パネルのリサイクルを義務化する検討が進められています。
- 現行条例では、保証金の算定にリサイクル費用等が含まれておらず、事業面積の大小にかかわらず、将来太陽光パネルが放置される懸念があります。
- 太陽光パネルの適正な廃棄・リサイクル等において、パネルに含まれている有害物質等の情報が重要になります。
- 太陽光発電施設で火災事故が発生したケースで、感電の危険から放水できず、鎮火に時間を要した事例が複数報じられています。
- 最近、大型の系統用蓄電池を活用した新たな事業（蓄電所）が出現しています（現行条例では規制の対象外）。

条例案の概要

1. 規制対象区域の拡大・施設の追加

- （1）市街化調整区域全域を「許可を要する区域」とする（面積要件1,000㎡の撤廃）
- （2）蓄電所（系統用蓄電池から放電する事業であって、蓄電池のみで独立して設置されるもの。一定規模以上のものに限る。）を新たに条例の対象施設に位置づけ

2. 保証金の額、対象事業の見直し

- （1）保証金預入の対象事業としている要件（事業区域面積5ha以上）の撤廃
- （2）現行の保証金の額の上乗せ
現在の規定（資本費の5%）を6%（急傾斜地は7%）に引き上げ

3. 許可申請時の手続き、記載事項の追加

- （1）関係法令（森林法、盛土規制法等）に基づく手続き状況を記す書類の提出の義務付け
- （2）許可申請・届出提出前の事前協議制の導入
- （3）許可申請・届出提出時の記載事項に、使用されている有害物質の有無等を追加

4. 許可要件等の強化

- （1）損害賠償保険への加入を義務付けている要件（事業区域面積5ha以上）の撤廃
- （2）決壊による水害等により被害を及ぼす可能性があると判定されている農業用ため池への設置を禁止
- （3）事業者を実施を義務付けている近隣関係者への説明方法、説明範囲等を具体的に規定。許可申請時に開催結果の提出を義務付け。

施行予定日

2025年7月1日